

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第2編 酒税法関係 第7条 酒類の製造免許 第1項関係 7 酒類等の製造免許の取扱官庁 (1) 国税庁長官に上申を要するもの イ 異例又は特殊な製造免許で国税局長が特に免許の付与を適当と認めたもの ロ (省略) (2) 国税局長限りで処理するもの <u>次に掲げるもの又は税務署長において製造免許の付与若しくは移転の許可の可否判定が困難であるものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。ただし、試験製造免許、薬用酒（薬事法の規定により、厚生労働大臣の許可を受けた者が製造し又は輸入するアルコール含有医薬品である酒類をいう。以下同じ。）の製造免許、5〈法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い〉並びに第5項関係3〈期限付免許の永久免許への切り替えの取扱い〉の場合の酒類の製造免許及び国税局長が税務署長限りで処理しても差し支えないと認めたものは、この限りでない。</u> <u>イ 酒類の製造免許の付与</u> (イ) <u>申請者が、製造者以外の者である場合</u> (ロ) <u>申請者が、申請製造場の所在する国税局の管轄区域以外に製造場を有する者である場合又は複数の国税局の管轄区域に製造免許の申請書を提出している者である場合</u> (ハ) <u>製造しようとする酒類の品目が、清酒、合成清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、みりん又は原料用アルコールである場合</u> ロ <u>条件の緩和又は解除</u> (イ) <u>条件の緩和又は解除を受けようとする者が、複数の国税局の管轄区域に製造場を有する者である場合</u>	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第2編 酒税法関係 第7条 酒類の製造免許 第1項関係 7 酒類等の製造免許の取扱官庁 (1) 国税庁長官に上申を要するもの イ 異例又は特殊な製造免許で国税局長が特に免許の付与を適当と認めたもの。 ロ (同左) (2) 国税局長限りで処理するもの <u>(1)及び(3)に掲げる以外のもの又は税務署長において製造免許の付与若しくは移転の許可の可否判定が困難であるものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。ただし、国税局長が税務署長限りで処理しても差し支えないと認めたものは、この限りでない。</u>

(ロ) 条件の緩和又は解除を受けようとする酒類の品目が、清酒、合成清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、みりん又は原料用アルコールである場合

ハ 酒類の製造場の移転の許可

移転前の製造場の所在地と移転後の製造場の所在地が異なる国税局の管轄区域である場合

(3) 税務署長限りで処理するもの

(1)及び(2)以外のものは、税務署長限りで処理する。ただし、法第10条《製造免許等の要件》各号に規定する要件に該当している又はこの通達に定める取扱いに適合していないが、税務署長が特に免許の付与、移転の許可又は期限の延長を適当と認めたものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。

第9条 酒類の販売業免許

第1項関係

11 酒類卸売業免許の取扱い

(3) 特殊酒類卸売業免許の取扱い

イ 酒類製造者の本支店、出張所等に対する酒類卸売業免許

製造者(共同びん詰業者又は製造者と同一系列下にある酒類販売業者(新たに酒類販売業者となる場合を含む。))を含む。から、製造場以外の一定の場所に本店、支店又は出張所等を設け、自己の製造した酒類等を卸売するため次に掲げる酒類卸売業免許の申請等があった場合は、申請等販売場の販売能力、酒類の需給調整上に及ぼす影響を十分に検討し、支障がないと認められるときは、販売する酒類の範囲及び販売方法の条件を付し、免許を付与等しても差し支えない。

なお、同一系列下かどうかは、資本の出資比率(お

(3) 税務署長限りで処理するもの

次に掲げるものは、税務署長限りで処理する。ただし、法第10条《製造免許等の要件》各号に規定する要件に該当している又はこの通達に定める取扱いに適合していないが、税務署長が特に免許の付与、移転の許可又は期限の延長を適当と認めたものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。

イ 試験製造免許

ロ 薬用酒(薬事法の規定により、厚生労働大臣の許可を受けた者が製造し又は輸入するアルコール含有医薬品である酒類をいう。以下同じ。))の製造免許

ハ 法第7条《酒類の製造免許》第5項に規定する免許期限の延長

ニ 製造場の移転で移転前の製造場の所在地と移転後の製造場の所在地とが同一税務署の管轄区域内である場合

第9条 酒類の販売業免許

第1項関係

11 酒類卸売業免許の取扱い

(3) 特殊酒類卸売業免許の取扱い

イ 酒類製造者の本支店、出張所等に対する酒類卸売業免許

製造者(共同びん詰業者又は製造者と同一系列下にある酒類販売業者(新たに酒類販売業者となる場合を含む。))を含む。から、製造場以外の一定の場所に本店、支店又は出張所等を設け、自己の製造した酒類等を卸売するため次に掲げる酒類卸売業免許の申請等があった場合は、申請等販売場の販売能力、酒類の需給調整上に及ぼす影響を十分に検討し、支障がないと認められるときは、販売する酒類の範囲及び販売方法の条件を付し、免許を付与等しても差し支えない。

なお、同一系列下かどうかは、資本の出資比率(お

よそ 50%以上) 又は役員の出向状況等により客観的に判断する (以下このイにおいて同じ。)

(イ) ～ (ニ) (省略)

(ホ) 持株会社 (独占禁止法第9条第4項第1号に規定する持株会社をいう。以下同じ。) の所有子会社の製造した酒類及びこれと同一の商標を用いて移出する酒類を他の所有子会社の本店、支店、出張所等において卸売する場合

19 酒類の販売業免許の取扱官庁

(1) 国税庁長官に上申を要するもの

イ 異例又は特殊な販売業免許で国税局長が特に免許の付与を適当と認めたもの

ロ (省略)

(2) 国税局長限りで処理するもの

次に掲げるもの又は税務署長において酒類の販売業免許の付与若しくは移転の許可の可否判定が困難であるものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。ただし、国税局長が税務署長限りで処理しても差し支えないと認めたものは、この限りでない。

イ 酒類販売代理業免許及び酒類販売媒介業免許の付与 (13<法人成り等の場合の酒類の販売業免許の取扱い>の場合の免許を除く。)

ロ 酒類販売代理業免許及び酒類販売媒介業免許の移転の許可で、移転前の販売場の所在地と移転後の販売場の所在地が異なる国税局の管轄区域である場合

よそ 50%以上) 又は役員の出向状況等により客観的に判断する (以下このイにおいて同じ。)

(イ) ～ (ニ) (同左)

(ホ) 持株会社 (独占禁止法第9条第5項第1号に規定する持株会社をいう。以下同じ。) の所有子会社の製造した酒類及びこれと同一の商標を用いて移出する酒類を他の所有子会社の本店、支店、出張所等において卸売する場合

19 酒類の販売業免許の取扱官庁

(1) 国税庁長官に上申を要するもの

イ 全酒類卸売業免許又はビール卸売業免許で、法第10条《製造免許等の要件》各号に規定する要件に該当しているが、国税局長が特に免許の付与を適当と認めたもの

ロ (同左)

(2) 国税局長限りで処理するもの

次に掲げるもの又は税務署長において酒類の販売業免許の付与若しくは移転の許可の可否判定が困難であるものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。

イ 異例な販売業免許

ロ 特殊酒類小売業免許 (自社の役員及び従業員に對して小売するための酒類小売業免許を除く。)

ハ 全酒類卸売業免許、ビール卸売業免許及び特殊酒類卸売業免許 (期限付酒類卸売業免許 (期限を付した酒類卸売業免許をいう。以下同じ。)) を除く。)

ニ 酒類販売代理業免許及び酒類販売媒介業免許

(注) 次に掲げる酒類の販売業免許の付与又は許可のほか、国税局長において税務署長限りで処理しても特に支障がないと認めたものについては、税務署長限りで処理することとしても差し支えない。

1 14<法人成り等の場合の酒類の販売業免許の取扱い>の場合の酒類の販売業免許

2 15<営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱い>に定める営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の付与のうち組織変更に準ずるものの販売業免許

(3) 税務署長限りで処理するもの <u>(1)及び(2)以外のものは、税務署長限りで処理する。</u> ただし、法第10条《製造免許等の要件》各号に規定する要件に該当している<u>又はこの通達に定める取扱いに適合していないが、税務署長が特に免許の付与又は移転の許可を適当と認めたもの</u>については、国税局長に上申の上、その指示により処理する。 第21条 製造免許等の通知 1 製造免許等の通知 製造免許等の付与等の可否については、申請者等に対し文書により通知する。 なお、<u>第9条第2項関係の2</u>〈届出による期限付酒類小売業免許の取扱い〉により期限付酒類小売業免許を付与したものととして取り扱う場合には、当該通知は省略する。 第28条 未納税移出 第1項関係 8 許可等事務の取扱官庁 (1) 国税庁長官に上申を必要とするもの 異例又は特殊な蔵置場の設置許可で国税局長が許可することを適当と認めたもの (2) 国税局長限りで処理するもの <u>次に掲げるもの又は税務署長において蔵置場の設置許可の可否判定が困難であるものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。</u>ただし、国税局長が税務署長限りで処理しても差し支えないと認めたものはこの限りでない。 <u>イ 製造場狭あいのための蔵置場の設置許可</u> <u>ロ 製造場狭あいのための蔵置場及び輸出酒類の蔵置場以外の蔵置場の設置許可で、申請場所とその蔵置場へ未納税移出することを予定している製造場の所在地が異なる国税局の管轄区域である場合</u> (3) 税務署長限りで処理するもの <u>(1)及び(2)以外のものは、税務署長限りで処理する。</u> <u>ただし、この通達に定める取扱いに適合していないが、税務署長が特に蔵置場の設置を適当と認めたものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。</u>	<u>3 同一税務署管内における酒類卸売業免許、酒類販売代理業免許及び酒類販売媒介業免許に係る販売場の移転</u> (3) 税務署長限りで処理するもの <u>(1)及び(2)以外の酒類の販売業免許は、税務署長限りで処理する。</u>ただし、法第10条《製造免許等の要件》各号に規定する要件に該当している<u>が税務署長において特に免許の付与又は移転の許可を適当と認めたもの</u>については、国税局長に上申の上、その指示により処理する。 第21条 製造免許等の通知 1 製造免許等の通知 製造免許等の付与等の可否については、申請者等に対し文書により通知する。 なお、<u>第9条第2項関係の3</u>〈届出による期限付酒類小売業免許の取扱い〉により期限付酒類小売業免許を付与したものととして取り扱う場合には、当該通知は省略する。 第28条 未納税移出 第1項関係 8 許可等事務の取扱官庁 (1) 国税庁長官に上申を必要とするもの 異例又は特殊な蔵置場の設置許可で国税局長が許可することを適当と認めたもの。 (2) 国税局長限りで処理するもの <u>(1)及び(3)に掲げる以外のものについては、国税局長限りで処理すること。</u>ただし、国税局長が税務署長限りで処理しても差し支えないと認めたものはこの限りでない。 (3) 税務署長限りで処理するもの <u>イ 次のいずれかに該当する蔵置場の設置許可</u> <u>(イ) 輸出酒類の蔵置場</u> <u>(ロ) びん詰等のための蔵置場、果実酒集荷のための蔵置場、製造場移転のための蔵置場で、申請場所とその蔵置場へ酒類を未納税移出すること</u>
---	--

	<u>を予定している製造場が同一税務署の管轄区域内である場合</u> <u>ロ 期限の延長又は条件の緩和</u> <u>ただし、異例又は特殊なものは国税局長とする。</u>
--	---